



釜石市公告

釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事について条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、次のとおり公告する。

令和5年3月27日

釜石市長 野田 武 則



1 工事概要

(1) 工事名

釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事

(2) 工事内容

釜石市新市庁舎建設工事における建築工事、外構工事

(3) 工事期間

釜石市議会での議決の日から24か月間とする。

(4) 工事金額

本工事に関する費用は3,556,000,000円（税抜き）以内とする。

2 参加要件

本工事の入札参加資格を有する者は次に掲げる要件をすべて満たす者とし、3者以内の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体代表者及び構成員の共通要件

ア 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿登録時の経営事項審査の結果に係る総合評価値（P）（建築一式）が950点以上であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 公告の日から本契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）に規定する暴力団員又は同条例に規定する暴力団関係者でないこと。

キ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係でない者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にない者であること。

(2) 共同企業体代表者の要件

ア 釜石市内、市外問わず釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿に登録されていること。

イ 日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡し完了した庁舎または別表1「庁舎の同種・同類とする建築物」（以下「庁舎の同種・同類とする建築物」という。）で延床面積5,000㎡以上の建築物を現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある者を当該工事に現場代理人又は監理技術者として専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。

ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証）を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日から起算して3か月以上の継続した雇用関係。）がある者を現場代理人及び監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。

(3) 共同企業体第2位以降の構成員の要件

ア 釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿に登録された市内事業者で市内業者名簿の区分が「建築A」であること。

イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証）を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日から起算して3か月以上の継続した雇用関係。）がある者を監理技術者として当該工事に専任で配置

できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。

(4) 共同企業体の出資割合

ア 共同企業体は、代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者、または第3位構成員も含めた3者で結成すること。構成員の出資比率は、2者で結成する場合は100分の30以上、3者で結成する場合は100分の20以上とすること。また、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。(国土交通省 共同企業体の在り方について 共同企業体運用準則 準拠)

(5) 配置すべき技術者

ア 配置すべき技術者は応募要領のとおりとする。

3 手続等

以下のとおりとする。なお、詳細については応募要領を確認すること。

(1) 担当課室 所在：〒026-8686 岩手県釜石市只越町三丁目9番13号

事務局：釜石市 総務企画部 資産管理課 新市庁舎建設推進室

電話：代表 0193 (22) 2111 内線 178

直通 0193 (27) 8429

メール：tyousya@city.kamaishi.iwate.jp

(2) 応募要領の交付

ア 交付期間：令和5年3月27日(月)から令和5年4月14日(金)まで

イ 交付方法：釜石市ホームページからの入手を原則とする。

(釜石市ホームページ <http://www.city.kamaishi.iwate.jp>)

(3) 入札参加資格申請書の提出

ア 提出期限：令和5年4月14日(金)午後5時まで

イ 提出先：上記3(1)に同じ

ウ 提出方法：持参により提出(提出期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで)

※持参する日時を予め事務局に連絡した上で提出すること。

(4) 入札参加資格審査結果

令和5年4月21日(金)までに通知を行う。なお通知は電子メールによるものとし、後日、書面による通知を送付する。

(5) 入札書の提出

ア 提出日：令和5年6月14日(水)午前11時00分

イ 提出先：釜石市 総務企画部 財政課 契約係

ウ 場 所：第4庁舎第7会議室

エ その他：全入札参加者立会いのもと、市財政課契約係において入札書、工事費内訳書の金額確認を行う。

(6) 提案書の提出

ア 提出期間：令和5年6月1日（木）から令和5年6月14日（水）まで（提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午後9時から午後5時まで）

イ 提出先：釜石市 総務企画部 財政課 契約係

ウ 提出方法：持参により提出（提出期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで）

※持参する日時を予め事務局に連絡した上で提出すること。

4 提出された書類の審査等

(1) 入札へ参加するための必要書類は釜石市新市庁舎建設施工者選定委員会（以下「委員会」とする。）事務局において参加資格審査を行い、資格要件を満たした者は本審査において審査する。

(2) 本審査は、提出された書類及びヒアリングの結果を通じて総合的に審査し、委員会において優先交渉権者及び次点者を選定する。

5 その他

(1) 本入札における必要書類等の作成、ヒアリングなどにかかる一切の費用は全て応募者の負担とする。

(2) 事務局に提出した書類等は返却しない。

(3) 提出された書類に以下に記載する事項が認められる場合には失格とする。

- ・必要な事項が記載されていない場合
- ・必要な条件を満たしていない場合
- ・虚偽の記載をした場合

(4) 提出された書類等を事務局が受理した後の加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。